

第4段階の方 (◎基準負担額)

(単位:円)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)
要介護1	799	24,769	1,445	44,795	377	11,687	2,621	81,251
要介護2	848	26,288					2,670	82,770
要介護3	911	28,241					2,733	84,723
要介護4	962	29,822					2,784	86,304
要介護5	1,017	31,527					2,839	88,009

第3段階②の方 (◎世帯全員(本人を含む)が市町村民税非課税かつ年金収入等が年額120万円超えの方)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)
要介護1	799	24,769	1,360	42,160	370	11,470	2,529	78,399
要介護2	848	26,288					2,578	79,918
要介護3	911	28,241					2,641	81,871
要介護4	962	29,822					2,692	83,452
要介護5	1,017	31,527					2,747	85,157

第3段階①の方 (◎世帯全員(本人を含む)が市町村民税非課税かつ年金収入等が年額80万円超~120万円以下の方)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)
要介護1	799	24,769	650	20,150	370	11,470	1,819	56,389
要介護2	848	26,288					1,868	57,908
要介護3	911	28,241					1,931	59,861
要介護4	962	29,822					1,982	61,442
要介護5	1,017	31,527					2,037	63,147

第2段階の方 (◎世帯全員(本人を含む)が市町村民税非課税かつ年金収入等が年額80万円以下の方)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)
要介護1	799	24,769	390	12,090	370	11,470	1,559	48,329
要介護2	848	26,288					1,608	49,848
要介護3	911	28,241					1,671	51,801
要介護4	962	29,822					1,722	53,382
要介護5	1,017	31,527					1,777	55,087

第1段階の方 (◎世帯全員が市町村民税非課税かつ老齢福祉年金受給の方 ◎生活保護受給の方)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	※日額	※月額(31日)
要介護1	799	24,769	300	9,300	0	0	1,099	34,069
要介護2	848	26,288					1,148	35,588
要介護3	911	28,241					1,211	37,541
要介護4	962	29,822					1,262	39,122
要介護5	1,017	31,527					1,317	40,827

【 特別な室料 】

2人部屋	各フロア	貸出	備え	日額	月額(31日)
	老健3階(6床)	冷蔵庫		550	17,050
老健2階(6床)	550			17,050	

第4段階の方 (◎基準負担額)

(単位:円)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)
要介護1	724	22,444	1,445	44,795	1,668	51,708	3,837	118,947
要介護2	770	23,870					3,883	120,373
要介護3	832	25,792					3,945	122,295
要介護4	886	27,466					3,999	123,969
要介護5	938	29,078					4,051	125,581

第3段階②の方 (◎世帯全員(本人を含む)が市町村民税非課税かつ年金収入等が年額120万円超えの方)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)
要介護1	724	22,444	1,360	42,160	1,310	40,610	3,394	105,214
要介護2	770	23,870					3,440	106,640
要介護3	832	25,792					3,502	108,562
要介護4	886	27,466					3,556	110,236
要介護5	938	29,078					3,608	111,848

第3段階①の方 (◎世帯全員(本人を含む)が市町村民税非課税かつ年金収入等が年額80万円超～120万円以下の方)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)
要介護1	724	22,444	650	20,150	1,310	40,610	2,684	83,204
要介護2	770	23,870					2,730	84,630
要介護3	832	25,792					2,792	86,552
要介護4	886	27,466					2,846	88,226
要介護5	938	29,078					2,898	89,838

第2段階の方 (◎世帯全員(本人を含む)が市町村民税非課税かつ年金収入等が年額80万円以下の方)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)
要介護1	724	22,444	390	12,090	490	15,190	1,604	49,724
要介護2	770	23,870					1,650	51,150
要介護3	832	25,792					1,712	53,072
要介護4	886	27,466					1,766	54,746
要介護5	938	29,078					1,818	56,358

第1段階の方 (◎世帯全員が市町村民税非課税かつ老齢福祉年金受給の方 ◎生活保護受給の方)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)
要介護1	724	22,444	300	9,300	490	15,190	1,514	46,934
要介護2	770	23,870					1,560	48,360
要介護3	832	25,792					1,622	50,282
要介護4	886	27,466					1,676	51,956
要介護5	938	29,078					1,728	53,568

【 特別な室料 】

個室	各フロア	設え	貸出	日額	月額(31日)
	個室	老健3階(4床)	洗面台・洋式トイレ	冷蔵庫・テレビ	1,650
北2階(10床)		洗面化粧台	1,650		51,150
老健2階(4床)		洗面台	1,100		34,100

ご利用者全ての皆様へのサービス

【加算等の料金】

(円) 【その他御利用時の実費料金】

実施サービス内容	日額	月額	立替金	理美容代	理美容業者が来苑	1,000円～
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	682	文書料	年金・健康・死亡診断書等	3,300円～	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	558		成年後見人診断書	5,500円～	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	186		入所費支払証明書	1,700円～	
在宅復帰在宅療養支援加算(Ⅰ)	34	1,085	予防接種等	実費		
在宅復帰在宅療養支援加算(Ⅱ)	47	1,457	教養娯楽費	実費		
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		41	電気料金	1日・1品目当たり80円		
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		61	振込手数料・口座手数料	132円(コンビニ払い込み)/165円(口座引落)		
安全対策体制加算(入所時に1回に限り)	20		エンゼルケア	11,000円(死後の処置を行った場合)		
栄養マネジメント強化加算	11	341	◆ クリーニングにつきましては、洗濯代行サービス業者との個別契約となります。			
夜勤職員配置加算	24	744				
介護職員処遇改善加算Ⅰ(所定単位数 × 厚生労働大臣告示率)						
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(所定単位数 × 厚生労働大臣告示率)						

※ご利用者の状況により必要となるサービス

1割 (円)

実施サービス内容	日額	月額 (31日)	内容
初期加算	30	930	入所後30日間に限り
短期集中リハビリテーション	243		集中的なリハビリテーションを週3回以上行った場合(入所後3か月以内)/回
認知症短期集中リハビリテーション	243		生活機能の回復を目的とした集中的個別リハビリを行った場合(入所後3か月以内/週3回以内)/回
療養食 6円/1食	18	558	医師の指示に基づく療養食を提供/食数
安全管理体制未実施減算	△5	△155	事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合
身体拘束廃止未実施減算	△	△	身体拘束適正化の為に適切な措置を講じていない場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)		91	口腔ケアを個別に月2回以上行った場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)		112	(Ⅰ)を満たし、口腔衛生等の管理計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合
栄養ケア・マネジメントの未実施	△14	△434	栄養ケア・マネジメントが実施できていない場合
経口移行加算	28	868	経管による食事の摂取から、経口による食事の摂取を進める計画を作成し支援を実施した場合
経口維持加算(Ⅰ)		406	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に経口維持計画を作成し支援を実施した場合
経口維持加算(Ⅱ)		101	(Ⅰ)を満たし、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
排泄支援加算(Ⅰ)		10	排泄支援計画を作成し定期的な評価を行った上、情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合
排泄支援加算(Ⅱ)		15	(Ⅰ)を満たし、施設入所時と比較して排泄の状況が改善している又はおむつ使用なしに改善している場合
排泄支援加算(Ⅲ)		20	(Ⅰ)を満たし、施設入所時と比較して排泄の状況が改善しているかつおむつ使用なしに改善している場合
再入所時栄養連携加算(再入所時1回)	203		再入所時に以前より大きく異なる栄養管理が必要となり入所元の医療機関の管理栄養士と連携を行った場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)		3	褥瘡ケア計画を作成し、定期的な評価を行った上、情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		13	(Ⅰ)を満たし、評価にてリスクのあると評価された入所者等について褥瘡の発生がない場合
リハビリテーションマネジメント計画提出書情報加算		34	リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合

※その他の取り扱いについては介護保険法の扱いに応じた金額になります。

※ご利用者の状況により必要となるサービス

1割 (円)

実施サービス内容	日額	月額 (31日)	内容
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	101		かかりつけ医に対し入所後処方内容変更の可能性を説明、合意を得た上で入所中服用薬剤の総合的評価を行い、退所時又は退所後1月以内に評価内容、処方内容変更した際の経緯及び状態を情報提供を行った場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	243		(Ⅰ)を算定し、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たり必要な情報を活用している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	101		(Ⅰ)(Ⅱ)を算定し、6種類以上の内服薬を1種類以上減少させた場合
自立支援促進加算		304	医師が自立支援のために必要な医学的評価を入所時行い、多職種で行う自立支援に係る支援計画等の策定等に参加し、医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合
入所前後訪問指導(Ⅰ)	456		入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画を作成した場合(1回を限度)
入所前後訪問指導(Ⅱ)	487		(Ⅰ)を満たし、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合(1回を限度)
試行的退所時指導加算	406		試行的退所に係るものについて、退所後の療養上の指導を実施した場合(1回を限度)
退所時情報提供	507		退所後の主治医に対して、文章にて診療状況等を示した場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	608		入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に居宅介護支援事業者と連携し退所後の介護サービス利用方針を定め、かつ退所前居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービス利用に係る調整を行った場合
入退所前連携加算(Ⅱ)	406		退所前に居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービス利用上、必要な調整を行った場合
訪問看護指示加算	304		退所時に訪問看護指示書を交付した場合(1回を限度)
緊急時治療加算	525		救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理を実施した場合。(1日につき/3日を限度)
所定疾患施設療養(Ⅰ)	242		所定疾患(肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎)の治療を行った場合(1日につき/10日を限度)
所定疾患施設療養(Ⅱ)	487		(Ⅰ)を満たし介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講している場合
若年性認知症入所者受入	122		若年性認知症利用者に対して介護保健施設サービスを行った場合(1日につき/65歳誕生日の前々日まで)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	93	認知症介護実践リーダー研修修了者数が基準を満たし、認知症ケアに関する指導を定期的に行った場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	124	(Ⅰ)の要件を満たし、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、指導、研修を実施している場合
認知症情報提供加算	355		施設内で認知症の診断が困難で、医療機関で診断をする際に診療情報提供を行った場合(1回を限度)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	203		認知症状により緊急に入所した場合(7日を限度)
ターミナル・ケア加算 31-45	81		亡くなられた日の31日前から45日前に終末期におけるケアを行った場合
ターミナル・ケア加算 4-30	162		亡くなられた日の4日前から30日前に終末期におけるケアを行った場合
ターミナル・ケア加算 2-3	831		亡くなられた日の2日前から3日前に終末期におけるケアを行った場合
ターミナル・ケア加算 1	1,673		亡くなられた当日に終末期におけるケアを行った場合
外泊時費用	367		外泊時、所定単位数に代えて(1月に6日を限度)
外泊時費用(在宅サービス利用)	811		外泊時、介護老人福祉施設等により在宅サービスを利用した場合所定単位数に代えて(1月に6日を限度)
地域連携診療計画情報提供加算	304		地域連携診療計画加算を算定する医療機関から入所し、医療機関へ情報提供を行った場合(1回を限度)

※その他の取り扱いについては介護保険法の扱いに応じた金額になります。